

令和5年第4回羅臼町議会定例会（第2号）

令和5年12月15日（金曜日）午前10時開議

○議事日程

- 日程第 1 選挙第 6号 羅臼町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第 2 認定第 1号 令和4年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 2号 令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 3号 令和4年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 4号 令和4年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 5号 令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 6号 令和4年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定について
羅臼町各会計決算特別委員会委員長報告
- 日程第 8 議案第61号 羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 9 議案第62号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議案第64号 羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議案第55号 令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
- 日程第12 議案第56号 令和5年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 日程第13 議案第57号 令和5年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算
- 日程第14 議案第58号 令和5年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第15 議案第59号 令和5年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算

- 日程第16 議案第60号 令和5年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算
- 日程第17 議案第63号 羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第18 発議第7号 議会改革特別委員会の設置に関する決議
- 日程第19 発議第8号 北方領土問題の解決促進等を求める意見書
- 日程第20 各委員会閉会中の所管事務調査の件
- 追加日程第1 議案第65号 令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
- 追加日程第2 議案第66号 羅臼町証明手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

○出席議員（10名）

議長	10番	佐藤 晶 君	副議長	9番	小野 哲也 君
	1番	米井 宏喜 君		2番	浜岸 昭仁 君
	3番	小川 雅勝 君		4番	山下 竜哉 君
	5番	加藤 勉 君		6番	田中 良 君
	7番	高島 譲二 君		8番	松原 臣 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町長	湊屋 稔 君	副町長	川端 達也 君
教育長	石崎 佳典 君	監査委員	松田 眞佐都 君
企画振興課長	八幡 雅人 君	総務課長	飯島 東 君
税務財政課長	対馬 憲仁 君	税務担当課長	鹿又 芳弘 君
環境生活課長	長岡 紀文 君	保健福祉課長	本見 泰敬 君
保健・国保担当課長	洲崎 久代 君	子育て支援センター所長	長内 美奈子 君
産業創生課長	大沼 良司 君	まちづくり担当課長	湊 慶介 君
建設水道課長	佐野 健二 君	学務課長	平田 充 君
社会教育課長	野田 泰寿 君	会計管理者	鹿又 明仁 君

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長	松崎 博幸 君	議会事務局次長	堺 勝敏 君
--------	---------	---------	--------

午前10時00分 開議

◎開 議 宣 告

○議長（佐藤 晶君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 選挙6号 羅臼町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（佐藤 晶君） 日程第1 選挙6号羅臼町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。

この選挙は、委員及び補充員の任期満了に伴い、地方自治法第181条第2項及び同法第182条第1項並びに第2項の規定により、それぞれ4人の選挙を行うことになっております。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、総務民生常任委員会委員長・経済文教常任委員会委員長及び広聴広報常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長の4名をもって構成する選考委員により選考してはいかかと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、総務民生常任委員会委員長・経済文教常任委員会委員長及び広聴広報常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長の4名をもって構成する選考委員によって、選考することに決定いたしました。

選考委員は、正副議長室で選考願います。

選挙管理委員会委員及び補充員選考のため、暫時休憩いたします。

午前10時02分 休憩

午前10時04分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

羅臼町選挙管理委員会委員及び補充員の選任がされたようでありますので、選考委員より、その結果を報告いたします。

松原臣君。

○8番（松原 臣君） 選考委員報告。

それでは選考委員を代表いたしまして、ただいまより羅臼町選挙管理委員会委員及び補充員の選考結果を報告申し上げます。

別室におきまして慎重審議の結果、次の方々を選考いたしました。

委員に、吉田正一君、岡本邦子君、池田幸世君、高橋政子君。補充員には、第1順位、山下公幸君、第2順位、芦崎剛君、第3順位、川端美香君、第4順位、今晴美君。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） ただいま、選考委員より指名のとおり、選挙管理委員会委員に、吉田正一君、岡本邦子君、池田幸世君、高橋政子君。補充員には、第1順位、山下公幸君、第2順位、芦崎剛君、第3順位、川端美香君、第4順位、今晴美君を当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま選考委員より指名のあったとおり、羅臼町選挙管理委員会委員に、吉田正一君、岡本邦子君、池田幸世君、高橋政子君。補充員には、第1順位、山下公幸君、第2順位、芦崎剛君、第3順位、川端美香君、第4順位、今晴美君が当選されました。

◎日程第2 認定第1号 令和4年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第3 認定第2号 令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第4 認定第3号 令和4年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第5 認定第4号 令和4年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第6 認定第5号 令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第7 認定第6号 令和4年度羅臼町水道事業会計歳入歳出決算
認定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第2 認定第1号令和4年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第7 認定第6号令和4年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでの6件を一括議題といたします。

本件については、委員長の報告を求めます。

羅臼町各会計決算特別委員会委員長、田中良君。

○6番（田中 良君） 羅臼町各会計決算特別委員会審査報告書。

令和5年9月15日に開会された第3回定例会において、本特別委員会に付託されました令和4年度目梨郡羅臼町各会計決算認定6件につきまして、審査を実施しましたので、その経過及び結果を次のとおり御報告いたします。

1、付託事件。

認定第1号令和4年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算、1件。

認定第2号から認定第5号令和4年度目梨郡羅臼町特別会計歳入歳出決算、4件。

認定第6号令和4年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算、1件。

2、審査の経過。

本特別委員会は、さきの9月定例会で設置され、同時に付託された決算認定6議案について、閉会中の10月4日及び16日、17日、11月10日の4日間にわたり、慎重なる審査を行ってまいりました。

本議案の審査にあたりましては、予算の執行がその目的に沿い、また、関係法令の規定に準拠し、適正かつ効率的に行われたかどうかを念頭におきながら、慎重に審査を進めたところであります。

このため、本委員会は、最少の経費で最大の効果を上げるという行政運営の基本に沿った上で、各会計別に令和4年度予算の主要な施策がいかに行われたか、それが住民のためになっていたのかを重視しました。

そして、この審査を新年度予算に生かしていくことが重要と考え、本委員会は、審査過程の中で論議のありました下記事項を、総括質疑において町長の考えを聞き、最終意見を取りまとめ、審査を終了しました。

記。

総括質疑事項。

(1)、地域提案型事業における地域活性化補助金について。

3、各会計審査結果。

認定第1号令和4年度目梨郡羅臼町一般会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

前年度に比べ歳入・歳出ともに大きく下回った主な要因としては、町民体育館改修工事

の完了や防災行政無線デジタル化整備事業費の減少によるものであります。

いまだに回復の兆しが見えない危機的な漁業不振や人口減少により、町税をはじめとする歳入の確保が見込めない極めて深刻な財政環境にありながらも、当初予定していた基金からの繰入れを抑制しつつ、財政調整基金・減債基金等への積立てを実施し、昨年以上の実質収支を確保することができたことは、後年度へ十分配慮した決算となりました。

一方で、基金残高の推移は、ここ数年連続で増加し、特別会計の基金も含めると、令和4年度末現在、20基金の合計で45億560万円となっています。

災害対策など基金残高確保に向けた取組は必要であります。基金の積立目標額及び活用計画を明確にし、それぞれバランスを取りながら、引き続き健全な財政運営の維持に向けて最大限の努力を求めます。

また、自主財源である町税は、収納率及び収入額とも前年対比増となり、漁業不振や人口減少が続く状況下で収入増となったことは、職員の努力のたまものであります。

当町にとって、歳入確保は大変重要な課題であり、少子高齢化の進行、町民ニーズの多様化など、自主財源の確保を積極的に考えなければ、今後も財政運営は極めて厳しい状況が続くと思われまます。

そのようなことから、町税や公共料金等の主要財源の収納に対しては、今後も、町民の納付意識の高揚を図りながら、「公平・公明・公正」の観点で、羅臼町債権管理条例のもと、さらなる徴収率向上を求めるものであります。

認定第2号令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

国保税は、収納率、収入額ともに前年度より増加となっており、努力の成果が表れています。今後も徴収担当課連携の下、収納対策に万全を期し、新たな滞納の抑制に努めるとともに、滞納額の圧縮を求めます。

併せて、健康づくりや予防活動の充実・強化を図り、医療費の縮減につながる取組を望みます。

認定第3号令和4年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

当年度においても多額の収入未済額が発生していることから、縮減に向けた対策を講じるように求めます。

認定第4号令和4年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

認定第5号令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

認定第6号令和4年度目梨郡羅臼町水道事業会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めましたが、今後の水道事業運営を考慮したとき、基幹産業である漁業不振や人口減少による収入減、当面続く多額の企業債償還金に加

え、切迫している水道管の老朽化対策など、早期の水道ビジョンの策定及び住民説明、周知を求めるとともに、独立採算を念頭に事業経営の安定化に向けた資金計画、受益者の公平、公正の観点から踏まえた収納率の向上や新たな滞納の抑制に努めるとともに、未収金対策についても、さらに徹底した措置を講ずることを望みます。

また、極めて深刻な状況にあっても、施設設備の維持、点検に十分配慮し、安全で安定した水道事業運営が行われるよう、より一層の努力を求めます。

以上、本委員会に付託されました各会計審査結果を申し上げましたが、当町の財政構造は、依然として地方交付税への依存度が高く、硬直した財政状況が続いています。

こうした状況において、令和4年度決算に基づく財政健全化判断比率である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率は、早期健全化基準並びに財政再生基準、経営健全化基準の基準値を全て下回ることができたことは、理事者、職員の努力の結果であります。

町税及び使用料等の歳入確保は、町政運営の根幹をなす最も重要な自主財源であり、いまだに回復の兆しが見えない基幹産業である漁業不振は、極めて深刻な状況ではありますが、公平、公正の観点から納税秩序の維持に努め、町が有する全ての債権についても関係課連携の下、債権管理条例に基づき、収納対策及び収納整理に努められたい。

一方で、ふるさと納税事業に関しては、基金積立はもとより、地域経済の活性化にも大いに寄与していることから、今後も寄附者にとって魅力ある返礼品の取組を期待するものであります。

総括質疑で申し上げました事案につきましては、意見を十分検討の上、新年度予算へ反映していただきたいと考えます。

さらには、基幹産業である漁業の危機的状態に対し、関係機関との連携、協力を強固なものとし、漁業再生を図り、まちの景気対策に力を注ぐことが急務であります。そして人口流出を最小限にすべく新たな雇用の場の創出や新たな自主財源確保、魅力的なまちづくりに向けまして、精力的に研究と施策の展開活動をしていただきたいと思います。

また、中長期的な行財政運営に視点をおきながら、限られた財源の効率的かつ効果的な活用により、将来にわたり健全で安定した行財政運営の推進について、最大限の努力をされるよう求めます。

最後に、理事者、職員の皆さんに対し、本決算審査の円滑な運営に御協力いただいたことにお礼を申し上げ、令和4年度目梨郡羅臼町各会計歳入歳出決算6件については、本委員会は、全員一致で認定すべきものと決定しましたので報告いたします。

令和5年12月15日、羅臼町各会計決算特別委員会委員長、田中良。

羅臼町議会議長、佐藤晶殿。

○議長（佐藤 晶君） 委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

この質疑については、会議規則第42条により、審査の経過と結果に対する疑義といった

します。

これより質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これでは質疑を終わります。

これから、認定第1号から認定第6号までの6件を一括採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告とおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第2 認定第1号令和4年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第7 認定第6号令和4年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでの6件は、認定することに決定いたしました。

◎日程第8 議案第61号 羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について

○議長(佐藤 晶君) 日程第8 議案第61号羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これでは質疑を終わります。

これから、議案第61号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第61号羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第8 議案第61号羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第62号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長(佐藤 晶君) 日程第9 議案第62号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、議案第62号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第62号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第9 議案第62号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第64号 羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正
する条例制定について

○議長(佐藤 晶君) 日程第10 議案第64号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、議案第64号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第64号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第10 議案第64号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第55号 令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長(佐藤 晶君) 日程第11 議案第55号令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、議案第55号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第55号令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第11 議案第55号令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第56号 令和5年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長(佐藤 晶君) 日程第12 議案第56号令和5年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、議案第56号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第56号令和5年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第12 議案第56号令和5年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第57号 令和4年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算

○議長(佐藤 晶君) 日程第13 議案第57号令和5年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、議案第57号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第 5 7 号令和 5 年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第 1 3 議案第 5 7 号令和 5 年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 4 議案第 5 8 号 令和 4 年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算

○議長(佐藤 晶君) 日程第 1 4 議案第 5 8 号令和 5 年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、議案第 5 8 号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第 5 8 号令和 5 年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第 1 4 議案第 5 8 号令和 5 年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 5 議案第 5 9 号 令和 5 年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算

○議長(佐藤 晶君) 日程第 1 5 議案第 5 9 号令和 5 年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、議案第 5 9 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第 5 9 号令和 5 年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第15 議案第59号令和5年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第60号 令和5年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第16 議案第60号令和5年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第60号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第60号令和5年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第16 議案第60号令和5年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第63号 羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第17 議案第63号羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第63号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第63号羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は

起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第17 議案第63号羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 発議第7号 議会改革特別委員会の設置に関する決議

○議長（佐藤 晶君） 日程第18 発議第7号 議会改革特別委員会の設置に関する決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松原臣君。

○8番（松原 臣君） 発議第7号議会改革特別委員会の設置に関する決議。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出します。

令和5年12月15日提出。羅臼町議会議長、佐藤晶殿。

提出者、羅臼町議会議員、松原臣。賛成者、羅臼町議会議員、高島譲二、同じく田中良、同じく加藤勉。

議会改革特別委員会の設置に関する決議。

次のとおり議会改革特別委員会を設置するものとする。

記。

1. 名称、議会改革特別委員会。
2. 設置の根拠、地方自治法第110条及び委員会条例第5条。
3. 目的、議会改革に関する調査、検討。
4. 委員の定数、9名（議長を除く）。

提出の理由。

今日、地方分権改革の推進によって、自治体の自主・自立がより一層求められ、それとともに町民の代表機関として、議会が地域の発展と住民福祉の実現のために果たすべき役割はますます大きくなります。

そのため、普段の議会活動において、町民に開かれた多様な交流・参加を深めることと、議員同士が活発に議論することを基本に据えて、町政及び政策をめぐる論点・争点を明確にし、さらには議会の政策形成能力を高めていく必要があります。

羅臼町議会は、議会に与えられた大きな権限と役割を最大限に発揮するため、さらなる議会改革を推し進めなければならないと考え、このたび、議会改革特別委員会を設置するものであります。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりました。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。
これから、発議第7号を採決いたします。
この採決は、起立によって行います。
発議第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。
したがって、日程第18 発議第7号議会改革特別委員会の設置に関する決議は、原案のとおり可決されました。
お諮りします。
ただいま、議会改革特別委員会の設置が決定されました。
委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において正副委員長の互選をお願いしたいと思います。
議員控室でお願いいたします。
正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時37分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。
休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（佐藤 晶君） 諸般の報告をいたします。
休憩中に開催されました議会改革特別委員会において、委員長並びに副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りました。
議会改革特別委員会委員長に小野哲也君、副委員長に山下竜哉君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。
小野哲也君。

○9番（小野哲也君） 議会改革特別委員会委員長の小野哲也でございます。
ただいま設置されました本特別委員会は、今後、調査、検討等に時間を要しますことから、調査、検討終了までの間、閉会中の継続審議の議決をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（佐藤 晶君） お諮りします。

ただいま、議会改革特別委員会委員長から、閉会中の継続審査の申出がありました。
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) 異議なしと認めます。

したがって、議会改革に関する調査・検討は、議会改革特別委員会に付託し、調査・検討終了までの間、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎日程第 19 発議第 8 号 北方領土問題の解決促進等を求める意見書

○議長(佐藤 晶君) 日程第 19 発議第 8 号北方領土問題の解決促進等を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中良君。

○6番(田中 良君) 発議第 8 号北方領土問題の解決促進等を求める意見書。

上記の議案を会議規則第 13 条の規定により別紙のとおり提出する。

令和 5 年 1 月 15 日提出。羅臼町議会議長、佐藤晶殿。

提出者、羅臼町議会議員、田中良。賛成者、羅臼町議会議員、山下竜哉、同じく加藤勉、同じく米井宏喜。

北方領土問題の解決促進等を求める意見書。

我が国固有の領土である歯舞、色丹、国後、択捉の北方四島の返還の実現は、戦後残された最大の国家課題であり、全国民の長年の悲願である。

しかし、戦後 78 年を経た今もなお北方四島は返還されず、日ロ両国間に平和条約が締結されていないことは、まことに遺憾である。

日ロ両国間における政治対話を促進し、様々な分野での交流を拡大して相互理解を深め、北方領土問題を解決して、平和条約を締結することは、両国間関係の正常化のみならず、国際社会の平和と安定に大きく貢献するものと確信する。

しかし、父祖伝来の地として受け継がれてきた北方四島を追われた元島民は、既に 6 割を超える方々が亡くなられ、存命の方々の平均年齢も 87 歳を超えており、一刻も早い領土問題の解決が望まれている。

そのような中、ロシア政府が、昨年 3 月、平和条約交渉の中断や四島交流及び自由訪問の事業の停止等の措置を一方的に発表し、9 月には、さらに四島交流等の事業に関わる合意の効力の停止について、政府令を発表したことは極めて不当であり、断じて受け入れられない。

よって、国においては、北方四島の早期返還の実現を求める国民の総意と心情に応え、日ロ両国間において今日まで達成された諸合意に基づいて、早急に北方領土問題を解決し、平和条約を締結するため、強力な外交交渉を一層進めるとともに、特に次の事

項につき適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1. 国民世論のさらなる結集と高揚並びに国際世論の喚起をはじめ、北方領土教育の充実や青少年対策を強化するとともに、内閣総理大臣による北方領土視察を実現するなど、北方領土返還要求運動の一層の推進を図ること。

2. 「北方領土問題等の解決促進のための特別措置に関する法律」に基づく北方領土隣接地域の振興対策等を充実、強化すること。

3. 航空機墓参を含む北方四島交流事業の一日も早い再開に向け、具体的に進展するよう取り組むこと。

4. 平和条約の締結に向けた重要な一歩となり得る北方四島における共同経済活動の協議を継続するとともに、特惠制度による国内及び第三国等から北方四島への投資などが行われないう働きかけること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和5年12月15日。北海道羅臼町議会議長、佐藤晶。

以上であります。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、発議第8号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第19 発議第8号北方領土問題の解決促進等を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第20 各委員会閉会中の所管事務調査の件

○議長（佐藤 晶君） 日程第20 各委員会閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りします。

各委員長から、委員会においての調査について、会議規則第71条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので、承認したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から提出された閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決定いたしました。

ここで、11時5分まで休憩したいと思います。11時5分再開いたします。

なお、この後、議会運営委員会を第1委員会室でしたいと思います。お願いいたします。

午前10時45分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程追加の議決

○議長（佐藤 晶君） お諮りします。

町長から、議案第65号令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算並びに議案第66号羅臼町証明手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について、2件が提出されました。

これを日程に追加し、追加議案として議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、追加議案を日程に追加して、議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 議案第65号 令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正 予算

○議長（佐藤 晶君） 追加日程第1 議案第65号令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（川端達也君） このたび追加議案をお願いするのは、12月13日に閉会した臨時国会等で成立した制度につきまして、当初、議案に計上することが間に合わなかったことから、追加議案として計上させていただくものでありますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、議案の説明をさせていただきます。

追加議案、1ページをお願いいたします。

議案第65号令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

令和5年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,903万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億7,293万4,000円とする。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

14款国庫支出金5,722万1,000円を追加し、4億8,954万6,000円。

2項国庫補助金5,722万1,000円を追加し、3億3,391万6,000円。令和5年度の新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金の配当額から290万6,000円を充当。また、国が進めておりますデフレ完全脱却のための総合経済対策として、低所得者世帯等支援臨時給付金が2,898万2,000円。さらに、地域の実情において柔軟に活用できる重点支援地方交付金が2,533万3,000円配当されるものでございます。

19款1項繰越金181万円を追加し、1億9,183万1,000円。

歳入合計5,903万1,000円を追加し、60億7,293万4,000円となるものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

3款民生費3,576万1,000円を追加し、5億5,688万2,000円。

1項社会福祉費3,576万1,000円を追加し、4億5,807万9,000円。3件の事業がございます。1件目は、高齢者世帯等生活支援給付金事業であります。冬期間の暖房などエネルギー価格の高騰に伴い、低所得の高齢者世帯や障害者世帯、独り親世帯などへ1世帯あたり1万円を給付する事業で、290万6,000円。

2件目は、低所得世帯等支援臨時給付金事業であります。デフレ完全脱却のための経済対策として、住民税非課税世帯を対象に1世帯あたり7万円を給付する事業で、2,898万2,000円であります。

3件目は、低所得世帯等支援臨時給付金の町単独給付分でございます。これは2件目の事業で対象外となる住民税非課税で、住民税の課税者の扶養親族などで構成される世帯や家計急変世帯に対し、地域の実情において柔軟に活用できる重点支援地方交付金を活用して、1世帯あたり7万円を給付するもので、事業費は387万3,000円となっております。

6款1項商工費2,327万円を追加し、3億2,836万3,000円でございます。原油価格や物価高騰が続いており、経済的な影響を受けております町内の事業者を支援す

るもので、法人6万円、個人事業主3万円を給付する事業であります。この事業におかれましても、地域の実情において柔軟に活用できる重点支援地方交付金を活用して実施するものでございます。

歳出合計5,903万1,000円を追加し、60億7,293万4,000円となるものでございます。

以上でございますが、詳細につきましては、後ほど事項別明細書により御説明させていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

ここで、総務民生、経済文教合同常任委員会による議案の審議のため、暫時休憩いたします。

午前11時11分 休憩

午前11時37分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第1 議案第65号 令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第65号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第65号令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、追加日程第1 議案第65号令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 議案第66号 羅臼町証明手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 追加日程第2 議案第66号羅臼町証明手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

環境生活課長。

○環境生活課長（長岡紀文君） 追加議案の4ページをお願いいたします。

議案第66号羅臼町証明手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町証明手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

5ページをお願いいたします。

羅臼町証明手数料徴収条例の一部を改正する条例。

羅臼町証明手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、追加の参考資料10ページ、資料17、本条例の概要にて説明させていただきますので、特段の御配慮をお願いいたします。

改正の理由であります。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に基づき改正するものであります。

改正の要旨であります。

戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い、戸籍法に係る新たに定める手数料を徴収する事務において、新たに定められた地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に基づき改正するものでございます。

改正の概要であります。大きく3点ございます。

1点目は、本籍地以外での戸籍謄本等の交付事務を追加することでございます。

2点目は、戸籍又は除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務手数料を新たに定めるものでございます。

3点目は、戸籍又は除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務手数料の徴収対象とならない場合を定めるもので、電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合は、同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書などを同時に請求する場合は、符号の発行手数料は徴収対象とならないことを定めるものでございます。

改正の内容ですが、戸籍法が改正されたことにより、現在は本籍地の市区町村窓口でしか戸籍等の書類を請求できませんが、本籍地以外の市区町村窓口でも請求できるようになります。

また、改正の概要で説明いたしました、戸籍、除籍電子証明書提供用識別符号とは、現状では本籍地以外の市区町村で婚姻届を提出した場合やパスポートを申請したときなど、戸籍等の書類の添付が必要となりますが、符号を提示することにより添付が省略することができるようになるものであります。

戸籍法の改正により、これらが行えるようになったため、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が、令和5年12月に交付され、政令に基づき当町の証明手数料徴収条例の

一部を改正するものであります。

追加参考資料の11ページをお願いいたします。

改正の箇所であります。

羅臼町証明手数料徴収条例の別表5か所の改正となります。下線を引いている箇所が新たに追加、新設される箇所となります。

一つ目は、本籍地以外での戸籍謄本等の交付手数料の文言を追加するものであります。

二つ目は、新規で追加するものであります。戸籍等の識別符号の発行手数料を1件400円と定め、また同一の戸籍謄本等を同時に請求した場合は、識別符号の発行手数料は徴収対象とはならないことを定めております。

三つ目は、本籍地以外での除籍謄本等の交付手数料の文言を追加するものであります。

追加の参考資料の12ページをお願いいたします。

四つ目は、これも新規で追加するものであります。除籍等の識別符号の発行手数料を1件700円と定め、また、同一の除籍謄本等を同時に請求した場合は、識別符号の発行手数料は徴収対象とはならないことを定めております。

五つ目は、文言整理及び電子化された届書等の情報の内容を表示したものを閲覧した場合を含めることを追加するものであります。

附則といたしまして、この条例は、令和6年3月1日より施行することとしております。

以上であります。参考資料13ページから15ページの資料18、本条例の新旧対照表を掲載しておりますので、後ほど御参照願います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第66号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第66号羅臼町証明手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、追加日程第2 議案第66号羅臼町証明手数料徴収条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

◎町長 挨拶

○議長（佐藤 晶君） ここで、町長より年末の御挨拶があります。

町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいま、議長よりお許しをいただきまして、令和5年度最後の定例会に際しまして、年末の挨拶をさせていただきます。

まずは町民の皆様、そして議員各位に対しまして、今年1年の町政運営の御理解と多大なる御協力賜りましたことを、この場をお借りして衷心より御礼を申し上げます。

また、先ほど上程をさせていただきました議案、また、追加をさせていただきました議案につきまして御決定いただきましたことを、併せて御礼を申し上げます。

令和5年に入りまして、議員皆様とは共に4月に当選証書をいただき、新たな4年間が始まったわけでございます。新しく4名の議員さんも加わりまして、これまでも意見を交わしてまいりました。私とは違ったまちづくりの視点もお持ちですので、参考になることも多々ございました。

さらに、町政運営について今後も議論を交わしていければと思っているところでございます。令和5年になり、ようやく新型コロナウイルス感染症が5類相当となり、少しずつではありますが、社会経済活動も動き出しました。インフルエンザも早い時期から流行するなど、まだまだ安心はできませんが、これからは経済をしっかりと動かしていかなければなりません。そのような思いを打ち砕くように、全国的な猛暑による海水温の上昇や海流の変化などにより、漁獲量が激減をいたしました。

また、追い打ちをかけるかのように、ALPS処理水への反発で、中国が日本産魚介類の輸入をストップするなど、水産界には大きな打撃がありました。羅臼町の漁業も例外ではありません。今後は、関係する皆様と情報交換をさらに綿密に行い、少しでも助けになるような政策をしていかなければならないと考えているところでございます。

また、今後は道や国に対し、救済策の検討を強く訴えてまいりたいと考えております。現在は教育の問題や交通インフラ、少子高齢化などによる人手不足など、様々な課題が山積をしておりますが、この根本にあるのは、やはり基幹産業である漁業が、水産業が、元気でなければいけないということでもあります。新たな年を迎えるにあたり、そう願うだけでなく、何か解決方法はないのかということを実施をまいります。

ロシアによるウクライナ侵攻が始まって、長くたっているところでございます。この間、私どもの目の前にある四島との交流も途絶えてしまう、また安全操業もテーブルにも乗らない、話し合いのテーブルにも乗らないという状況が長く続いております。そういったことを解決するにあたり、この隣接地域を代表する1人の首長として、さらに強く国へ訴えてまいりたいというふうに思っているところでございます。

先日来も国のほうに、総理官邸のほうに伺って、そういったことを訴えてまいりました。せめて墓参だけでもという思いを、強く訴えてきているところでありますので、令和6年に向けては、さらに強く訴えながら元島民の方々、この地域にお住まいの方々の、それから全国にいる関係者の方々がしっかりこの北方領土問題、少しでも進展したなという

ような形をつくってまいりたいというふうに考えているところでございます。

迎える令和6年は、知床国立公園になって60年の記念すべき年になります。町民皆様とお祝いムードを高めていきたいと考えております。これを機会に羅臼町の60年の歴史を振り返り、新たな60年に向かっていきたいと思っているところでございます。そのためには、町民の皆様、議員の皆様、さらなる御理解と御協力が不可欠であります。知床開きや漁火祭りなどに代わる新たなイベントの協議もされておりますので、この記念すべき年を機に未来につなげていけるまちづくりを目指していきたい、ぜひ御協力をお願いしたいというふうに思っているところでございます。

年末を迎え思うのは、令和6年こそ町民一人一人が平和で笑って過ごせるようなそのような1年になってほしい、そのためにも新たな年も職員一丸となって努力をしてみたいです。来年の干支は、辰でありますので、羅臼町が昇り龍のように躍動する年となることを祈念して、年末の挨拶とさせていただきます。

議員の皆様、そして町民の皆様、よいお年をお迎えください。

ありがとうございました。

◎閉会宣告

○議長（佐藤 晶君） 以上をもちまして、会議を閉じます。

令和5年第4回羅臼町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時53分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員